

横須賀市都市公園における禁煙ガイドライン

はじめに

横須賀市は、公園を安全で快適に利用できる環境づくりを推進しています。近年、受動喫煙による健康被害が社会的課題となる中、横須賀市が管理する公園における受動喫煙を防止するための環境整備とマナー向上を図ることは、市民の健康の保持増進に不可欠です。

本ガイドラインは、市内公園での喫煙状況や利用者の意見を元に作成したもので、受動喫煙による健康被害の防止とともに、公園を利用するすべての人が公園を快適に利用できる環境整備を目指しています。

1. ガイドライン作成の背景と目的

横須賀市は、地域社会における受動喫煙防止および快適な公園環境づくりのため、公園利用者を対象にアンケート調査を実施しました。調査の結果、以下の点が明らかになりました。

- 大規模な公園では、喫煙者・非喫煙者ともに分煙化の理解度は非常に高いが、喫煙スペースの機能向上を望む声も寄せられた。
- 小規模な地域の公園では喫煙によるにおいやポイ捨てで不快な思いをしていて、禁煙を希望する声が多数寄せられた。
- 小規模な地域の公園では喫煙者のほとんどが喫煙マナーに配慮していたが、非喫煙者からは喫煙者のマナーが十分でないことや、煙やにおいを不快に思う意見が多く、相反する結果となった。
- 小規模な地域の公園で喫煙する理由の多くは、近くに喫煙所が整備されていないことであった。

これらを踏まえ、横須賀市は以下の目的のもと、明確な禁煙ルールと啓発を進める必要があると判断しました。

公園の安全かつ快適な利用環境の確保
受動喫煙による健康被害の防止
喫煙者の適切な喫煙マナーの促進
利用者間のトラブル防止と相互理解の促進

2. 適用範囲

本ガイドラインは、横須賀市が管理するすべての公園を対象とします。公園の規模・用途に応じた禁煙ルール（加熱式タバコ含む）を定め、利用者に分かりやすい周知を図ります。

3. 喫煙に関する基本的な考え方

受動喫煙防止、火災防止、吸い殻のポイ捨て防止及び、子どもが安全に利用できる環境整備のため、公園内は原則として**全面禁煙**とします。

○例外的な取り扱い

- ・特に必要と認められる場合（イベント時など）に、健康増進法に基づく配慮義務にのっとり、一時的に喫煙スペースの設置を可能とします。
- ・別紙に定める公園については、従来の利用実態等を踏まえ、喫煙スペースを設けます。喫煙は当該スペース内に限定し、喫煙スペース以外は禁煙とします。

4. 喫煙マナーの向上に向けた取り組み

喫煙者のマナー向上は、公園の快適さ確保に不可欠ですので以下の取り組みを行います。

- 園内掲示、市ウェブサイト、SNS 等により「原則禁煙」および「近隣の喫煙所マップ」を周知し、小規模公園等における喫煙者を適切に誘導することで実効性を高めます。
- 喫煙スペースがある公園では、場所・利用方法を明示します。
- 受動喫煙防止（周囲への配慮）について、ポスター掲示等により啓発します。

5. 違反者への対応

公園内での喫煙マナーおよび禁煙ルールを遵守しない利用者に対しては、以下の通り対応します。

○喫煙行為への対応：

全面禁煙の公園及び公園内に設けられる喫煙スペース以外で喫煙している利用者に対し「3. 喫煙に関する基本的な考え方」に基づき指導いたします。

○吸い殻等のポイ捨て行為への対応：

「都市公園条例」および「ポイ捨て防止及び環境美化を推進する条例」の規定により指導いたします。

6. 施設管理者の役割

施設管理者の役割として、以下の行為を積極的に行い、公園内の安全で快適な環境維持に努めてまいります。

- 継続的な巡回と喫煙状況の把握
- 喫煙マナー違反および利用ルール違反の早期発見と注意喚起
- わかりやすい看板や掲示物の設置
- アンケート等による本ガイドラインの適宜見直し
- 市関係団体や地域住民と連携した本ガイドラインの啓発活動

7. 今後の課題と展望

横須賀市は、本ガイドラインの実施効果を見極めつつ、受動喫煙のない環境づくりを図っていきます。今後も次のような取り組みを継続していきます。

- 喫煙スペースの受動喫煙防止のための環境改善
- 法令や国の指針に基づいた本ガイドラインの見直しと整合性の保持
- 市民一人ひとりの健康と安全を守り、誰もが安心して利用できる公園づくり

令和9年4月1日策定
横須賀市 建設部 公園緑地課

喫煙スペースを設ける公園一覧

三笠公園、ヴェルニー・小栗公園、平和中央公園、くりはま花の国、ペリー公園
長井海の手公園（ソレイユの丘）、猿島公園、不入斗公園、衣笠公園、光の丘公園
西公園、湘南国際村西公園、佐原2丁目公園、大津公園、はまゆう公園、
追浜公園、夏島グラウンド、市役所前公園、大矢部みどりの公園